

令和2年度第三次補正予算案(保険局関係)参考資料

1. 小児科等への支援や新型コロナウイルス感染症から回復患者の転院支援に係る 診療報酬上の特例的な対応	2
2. 健康保険組合等保険者機能の強化	3
3. 国民健康保険料等の減免を行った市町村に対する財政支援	5
4. 保健医療情報等の利活用	6
5. 新たな日常にも対応する処方箋等の電子化に向けたシステム構築	10
6. 令和2年7月豪雨による災害対応	11

新型コロナウイルス感染症を踏まえた診療に係る特例的な対応

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、小児に対する診療の実態や、新型コロナウイルス感染症から回復した後の継続的な治療の必要性の観点から、感染が急速に拡大している間、期中における臨時異例の措置として、以下の対応を行うこととする（令和2年12月15日付け事務連絡発出）。

1. 外来における小児診療等に係る評価

- 感染予防策の実施について、成人等と比較して、
 - ・ 親や医療従事者と濃厚接触しやすいため（抱っこ、おむつ交換など）、感染経路が非常に多く、感染予防策の徹底が重要であること
 - ・ 訴えの聴取等が困難であり、全ての診療等において、新型コロナウイルス感染症を念頭においた対策が必要であること

などから、より配慮が求められる **6歳未満の乳幼児への外来診療等** に対する評価が必要

→ 小児特有の感染予防策（※）を講じた上で外来診療等を実施した場合、初再診に関わらず患者毎に

- 医科においては、**100点**
- 歯科においては、**55点**
- 調剤についても、**12点**

に相当する点数を、特例的に算定できることとする。

※ 「小児の外来診療におけるコロナウイルス感染症2019（COVID-19）診療指針」を参考に感染予防策を講じた上で、保護者に説明し、同意を得ること。

2. 新型コロナウイルス感染症からの回復患者の転院支援

- 新型コロナウイルス感染症の回復後においても、感染対策を実施するための体制整備が必要

→ 新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で入院診療を行った場合の**評価を3倍に引き上げる**。

※ これまでの臨時特例 二類感染症患者入院診療加算（1倍）250点 → 今回の見直し 二類感染症患者入院診療加算（3倍）750点

○健保組合に係る保険者機能強化支援事業の概要

解散を選択する蓋然性の高い健保組合に対して、3か年の「事業実施計画」を策定させ、財政検証事業、医療費適正化対策事業及び保健事業の実施に係る経費を助成。併せて3か年の収支均衡計画を策定させる。

本事業は3か年間の時限措置（令和元～）。

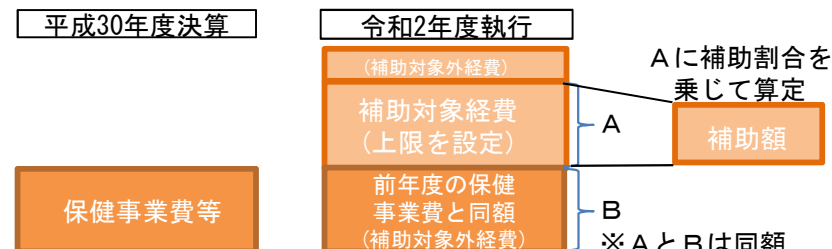
○対象組合

次の全ての基準に該当する健保組合。（対象組合は令和元年度の40組合で固定。）

- ①保険料率が9.5%以上、②財源率（法定給付費等を賄うのに必要な料率）が9.0%超、
- ③保有資産が法定準備金（給付費2月分・拠出金1月分）の200%未満、
- ④経常赤字が過去3か年度連続

○補助割合

- a) 1人あたり保健事業費が全組合の半分未満の組合 ⇒ 1/2
- b) 1人あたり保健事業費が全組合の半分以上の組合 ⇒ 1/3



1) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度事業の前倒し

新型コロナウイルス感染症の影響により保険料収入の減少が見込まれ、それに伴い健保組合の安定的かつ継続的な保健事業が阻害されることのないように、保健師や会場確保等の実施体制の準備及びコロナ禍において三密を避けた開催場所の確保や参加人数の制限等、感染予防の取り組みを行いつつ全体の事業規模は維持するため、令和2年度に前倒しして補助を行う。

2) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた補助率の引上げ

現在対象となっている健保組合については、新型コロナウイルス感染症の影響により保険料収入の減少が見込まれ、更に支援が必要となることから、令和2年度交付分の補助金の補助割合の見直しを行う。

- a) 1人あたり保健事業費が全組合の半分未満の組合
現行 1/2 ⇒ 見直し後 1/1 (補助割合+0.5)
- b) 1人あたり保健事業費が全組合の半分以上の組合
現行 1/3 ⇒ 見直し後 1/2 (補助割合+0.17)

3) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対象組合の拡大

新型コロナウイルス感染症の影響により保険料収入が減少し、保険者機能強化支援事業の要件に相当すると見込まれる健保組合を、新たに補助対象とする。実施体制の準備及び事業規模の維持のため、令和2年度に前倒しして補助を行う。

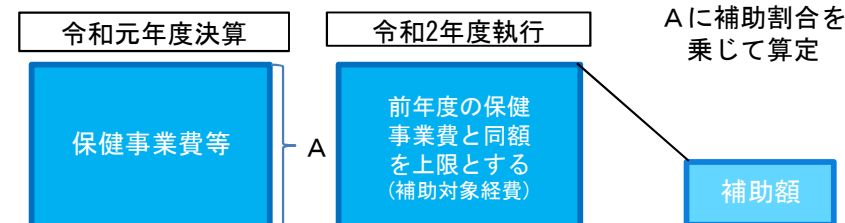
○対象組合

次の全ての基準に該当する健保組合。

- ①保険料率が9.5%以上、②財源率が9.0%超、
- ③保有資産が法定準備金の200%未満、
- ④単年度経常赤字

○補助割合

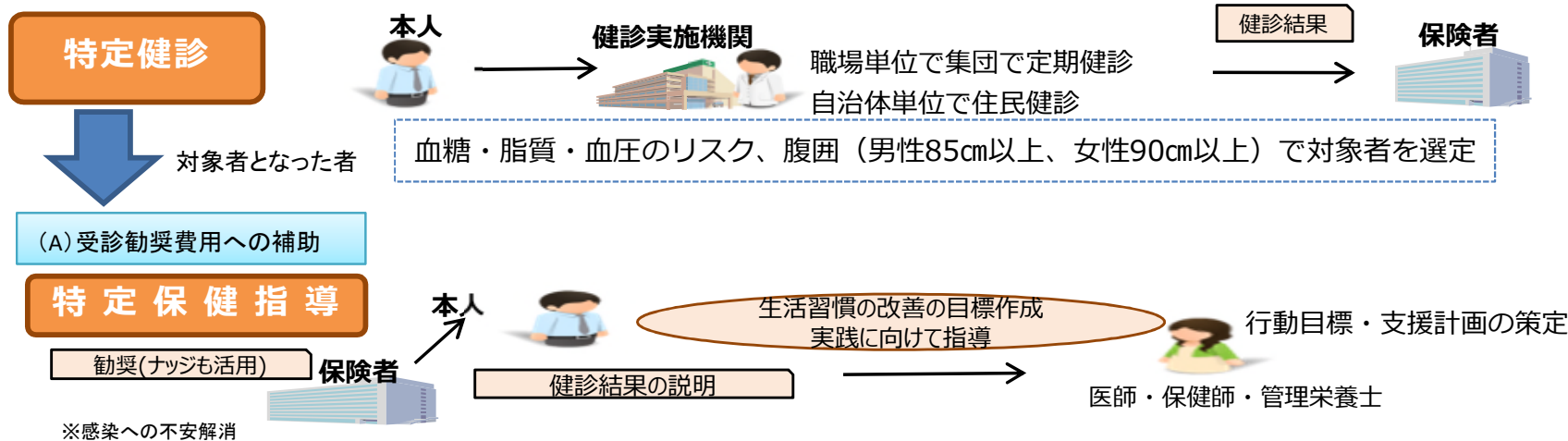
- a) 1人あたり保健事業費が全組合の半分未満の組合 ⇒ 1/2
- b) 1人あたり保健事業費が全組合の半分以上の組合 ⇒ 1/3



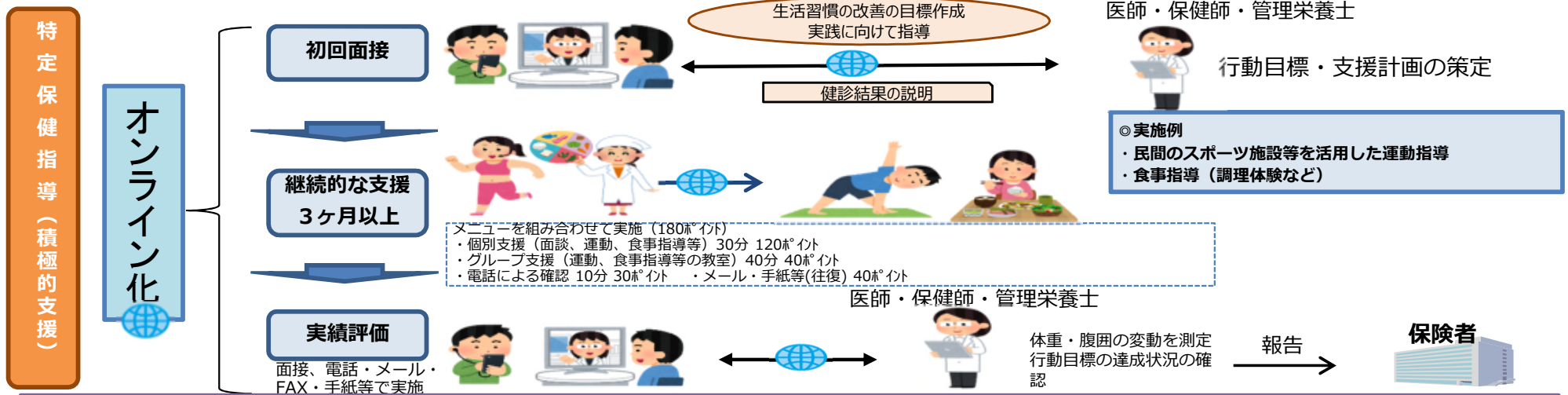
保険者による特定保健指導対象者への受診勧奨等

令和2年度第三次補正予算案:12億円

- 新型コロナウイルス禍において特定保健指導を適切に実施するために要する費用を、保険者に対し補助金として交付。
- 対象経費は(A)特定保健指導対象者への受診勧奨に要する費用、(B)情報通信技術を活用した特定保健指導への切り替えに要する費用。
- 補助対象は市町村国保、健保組合、協会けんぽ、国保組合。



(B) 情報通信技術を活用した特定保健指導への切り替えに要する経費※一定の保険者でモデル実施



特定保健指導の初回面接については、対面が情報通信技術（テレビ電話等の表情、声、しぐさ等を確認できること）を活用した方法である必要があるが、**新型コロナウイルスの影響により対面での実施が困難となっているため、情報通信技術を用いた方法による特定保健指導の実施のニーズが高まっている。**

* **新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた情報通信技術を活用した特定保健指導の実施要件の緩和等についても別途検討中。**
 平行して効果検証を行うことで有効的な実施方法について保険者へ横展開を図る。

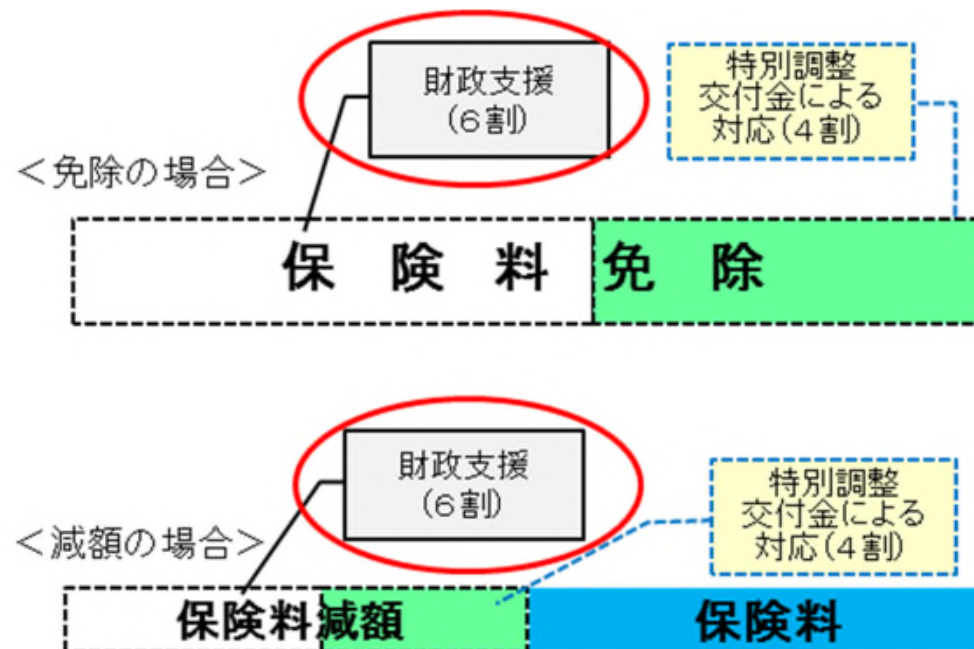
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援

令和2年度第三次補正予算案:397億円
(国保:391.5億円、後期:5.8億円)

国民健康保険料等の減免に対する財政支援 〈397億円〉

国民健康保険料等の減免に対する財政支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方々等に対して、保険料等を減免した市町村等への補助
(第1次補正予算で措置した金額を上回る所要額が見込まれるため、追加の予算措置を行うもの。)



① 施策の目的

現在稼働7年目に入っているレセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)のリプレースを行う。

② 施策の概要

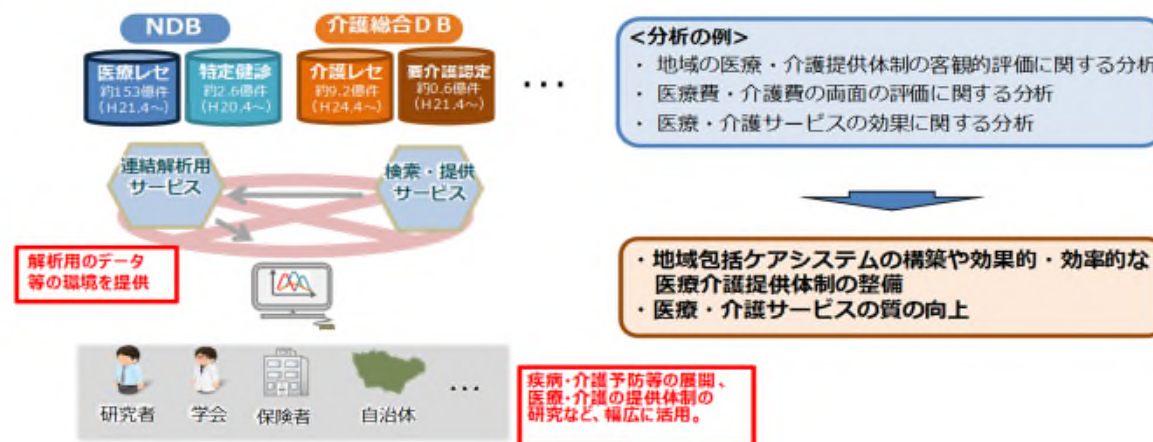
全国の医療機関等で受診したレセプトデータ等が格納されているNDBについては、患者の受診動向や地域別の疾病状況等の把握が可能であり、データ利活用の基盤となるもの。昨年の法改正で民間事業者も活用が可能となり、介護データとの連結も可能となるなど、今後、政策目的、研究目的での幅広いニーズが期待される。一方、現在のシステムは稼働7年目を迎えオンプレで老朽化している。このため、NDBについて、リプレイスを行い機能改善を図ることで、データ活用を推進するための基盤整備を行う。

③ 施策のスキーム図、実施要件
(対象、補助率等)等

政策目的、研究目的のデータ抽出及びデータ利用の影響等を考慮した新NDB構築にかかるアプリ構築経費を要求するもの。

成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)

- NDBや介護DBの連結解析を2020年10月から本格稼働し、行政・研究者・民間事業者等の利活用を可能とする。



① 施策の目的

NDBにレセプト情報・特定健診等情報を提供する、国保連合会および支払基金が管理・運用する特定健診・レセプト等情報収集提供システムのリプレースを行う。

② 施策の概要

保健医療分野のデータ利活用の基盤であるNDBの政策目的・研究目的での利活用件数の増加が見込まれる中、NDBのリプレイスに併せて、NDBにデータが格納されるまでの関連システムである「特定健診・レセプト等情報収集提供システム」についても、機器更改の時期に合わせてクラウド化を行い機能改善を図ることで、データ収集の効率化・データ分析の利用促進を図る。

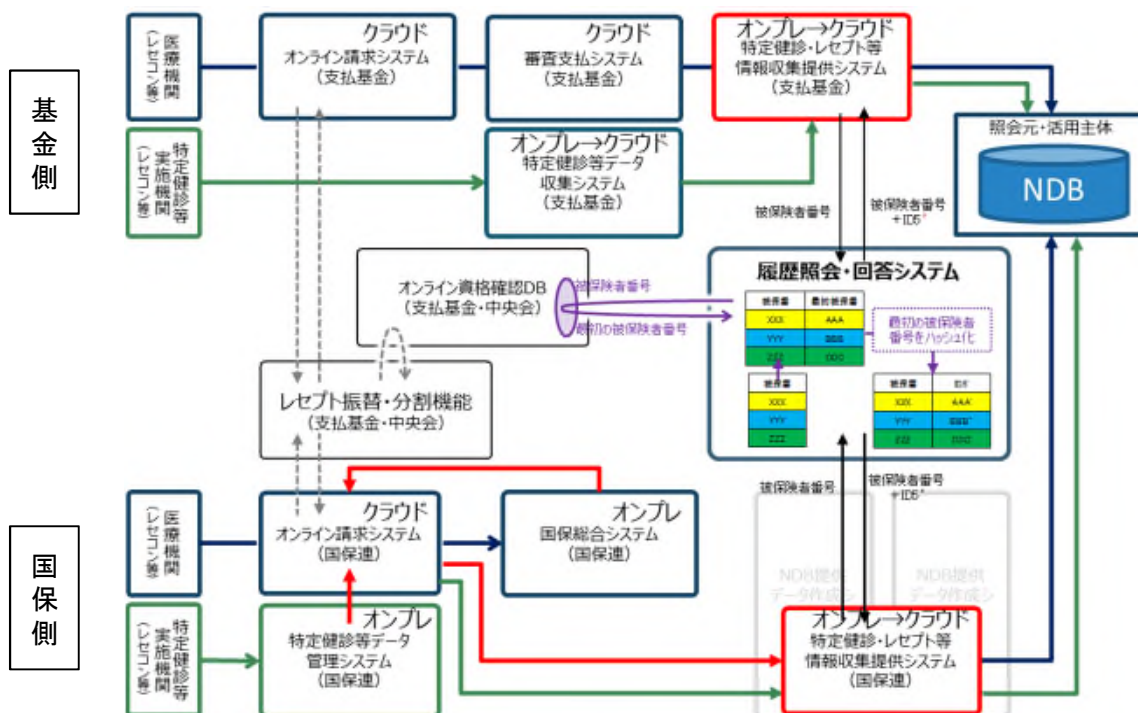
③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

① NDBへの提供システムの機器更改に要する経費

R3年度末に機器更改の時期を迎える。その際、履歴照会回答システムとの接続の親和性や経費削減のため、クラウド化する。

② NDBへの提供システムの機器更改に要する経費

R3年12月末に機器更改の時期を迎えるため、①と同様、クラウド化して更改する。
その際、既存の「国保総合システム」や「特定健診等データ管理システム」はオンプレでありこれらのシステムとの接続のための回線を引くとコストが増大することから、既存のクラウドである「オンライン請求システム」を介する形でデータの流を変える改修を行う。



① 施策の目的

レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)に患者所在地情報を格納し、政策目的・研究目的に分析を行うことができる環境を整える。

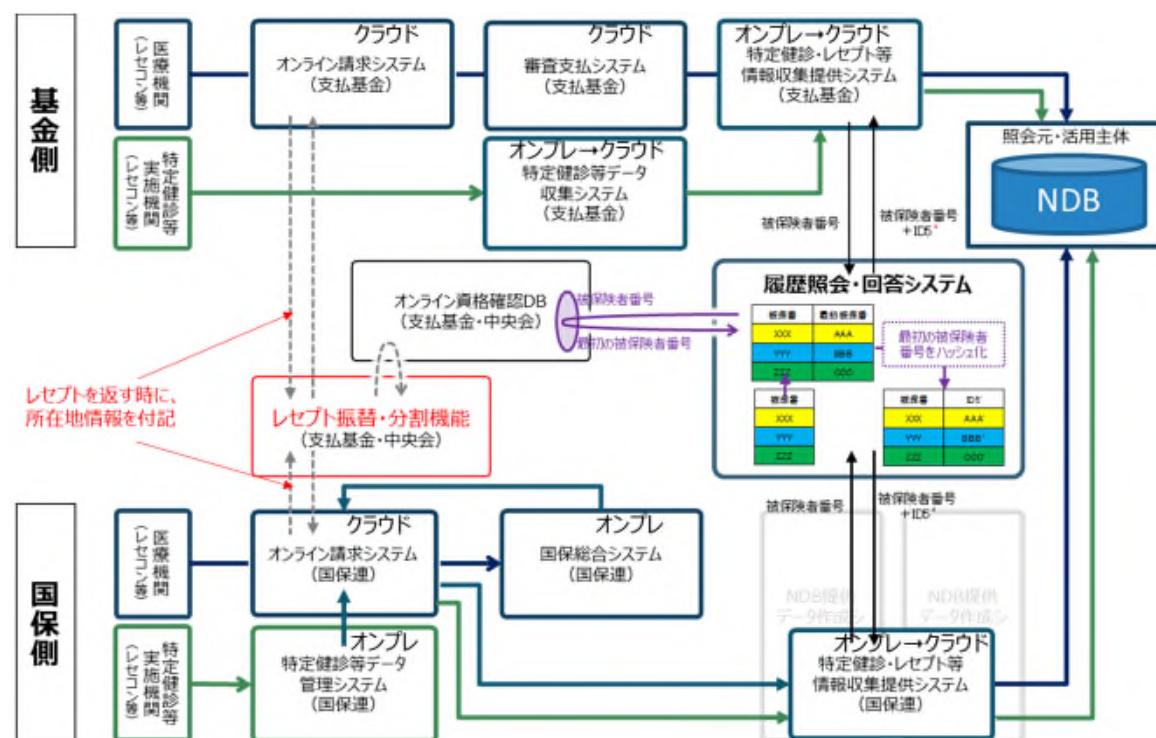
② 施策の概要

- 現在、レセプトには、医療機関情報は含まれるが、患者所在地情報は含まれておらず、NDBデータを活用した地域別の医療費適正化や医療資源分配等の分析は、医療機関の所在地毎の分析が基本となっている。
- オンライン資格確認等システムの機能を活用して、レセプトに患者所在地情報を追加することで、NDBデータに患者の所在地情報が反映されるようにする。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○オンライン資格確認等システムには、最新の資格情報をレセプトに反映させるための「レセプト振替システム」がある。

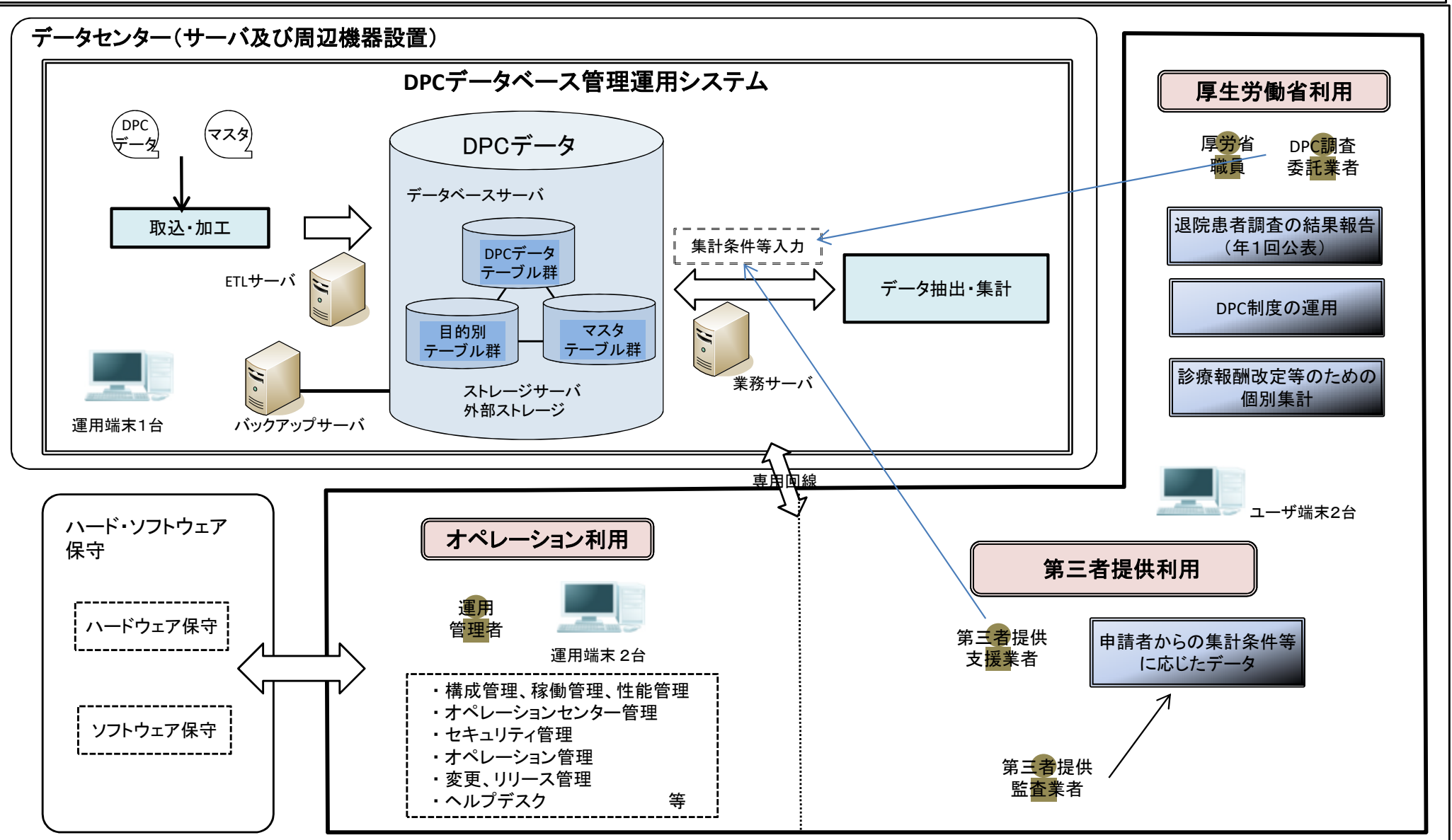
○この機能を活用して、レセプトに最新の資格情報を反映させる際に、所在地情報も付記する機能を追加するもの。



DPCデータベース管理運用システム等に要する経費(システム改修等に要する経費)

令和2年度第3次補正予算案: 6.5億円

「日本再興戦略」2016(平成28年6月2日閣議決定)の中短期工程表において、平成29年度より、DPCデータの一元管理及び利活用を可能とするデータベースのシステム運用を開始し、DPCデータの第三者提供を実施することとしている。令和2年度には導入から5年が経過し、毎年度データを蓄積することによるデータ量の増加等への対応のための機器の更新等が必要となることから、システム改修に必要な経費を要求するものである。



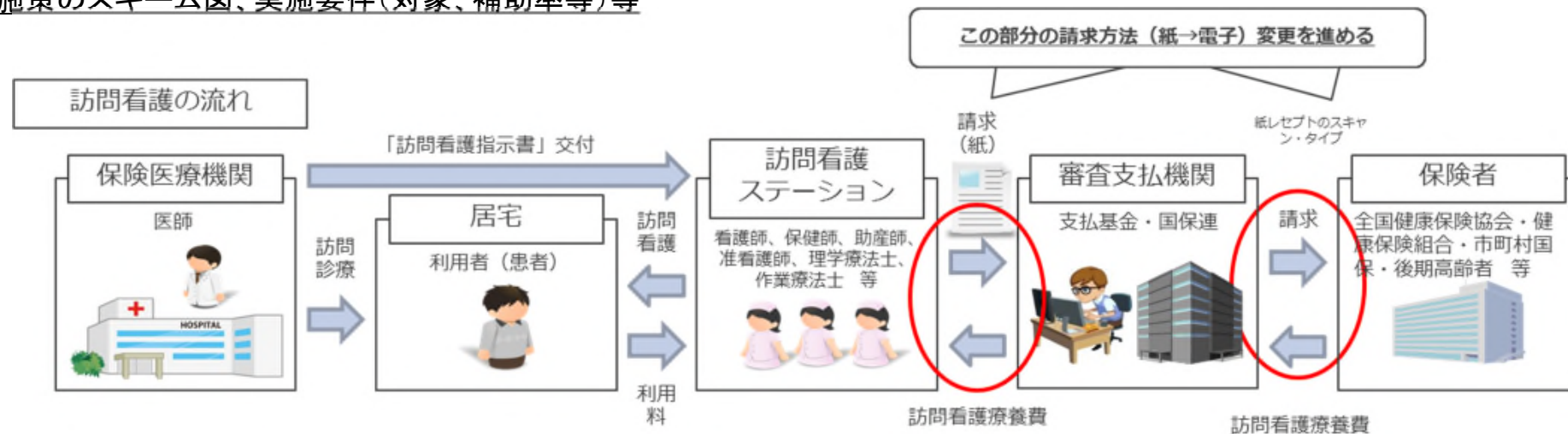
① 施策の目的

業務の効率化、医療政策や医療の質の向上を図ることができることで、更にレセプト情報等の利活用が推進されるため、訪問看護レセプトの電子化を推進していく。

② 施策の概要

訪問看護事業者におけるオンライン資格確認の利用前提であるオンライン請求ネットワーク構築を見据え、2022年度に本格運用を予定している訪問看護療養費のレセプト電子化に向け、訪問看護ステーションからの請求の受付・審査等のための審査支払機関におけるレセプト電算処理システム等構築経費を要求するものである。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



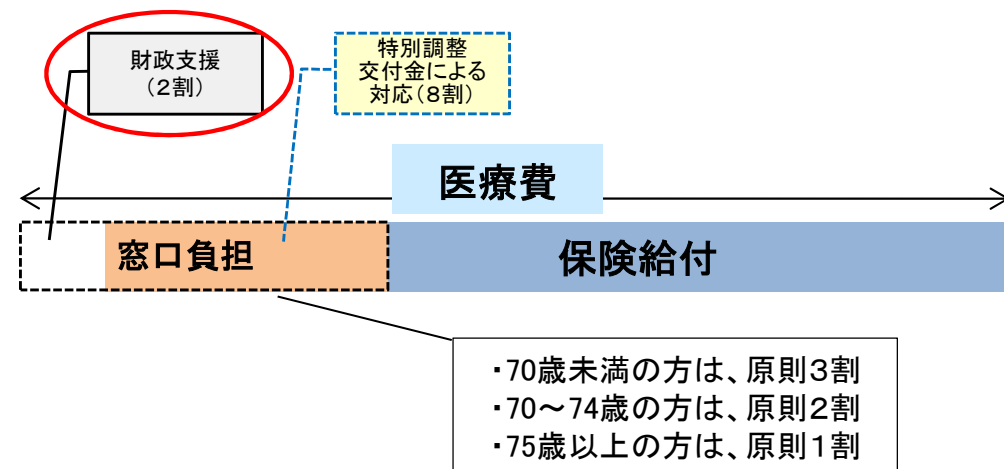
令和2年7月豪雨に係る医療保険者への財政支援

令和2年度第三次補正予算案: 2. 2億円
(国保: 1.6億円、後期: 0.6億円)

1. 一部負担金の免除による財政支援 (1. 2億円)

一部負担金の免除による財政支援(1. 2億円)

災害救助法適用市町村の住民の方の医療機関での一部負担金を免除した保険者等への補助



2. 保険料の減免等による財政支援 (1. 0億円)

保険料の減免等による財政支援(1. 0億円)

災害救助法適用市町村の住民の方の保険料を減免した保険者等への補助

※各市町村の条例に基づいて被災者に対して固定資産税を減免し、その影響を受けて国民健康保険料(税)の収入が減少した場合の財政支援を含む。

